

人の健康の保護に関する要監視項目及び指針値 (公共用水域)

(平成 5年 3月 8日 環水管 21号 環境庁水質保全局長通知)

(改正 平成 16年 3月 31日 付け 環境省環境管理局水環境部長通知 平成 21年 11月 30日 付け 環境省水・大気環境局長通知)

項目	指針値 (mg/l)
クロロホルム	0.06
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04
1,2-ジクロロプロパン	0.06
p-ジクロロベンゼン	0.2
イソキサチオン	0.008
ダイアジノン	0.005
フェニトロチオン (MEP)	0.003
イソプロチオラン	0.04
オキシ銅 (有機銅)	0.04
クロロタロニル (TPN)	0.05
プロピザミド	0.008
EPN	0.006
ジクロルボス (DDVP)	0.008
フェノブカルブ (BPMC)	0.03
イプロベンホス (IBP)	0.008
クロルニトロフェン	-
トルエン	0.6
キシレン	0.4
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06
ニッケル	-
モリブデン	0.07
アンチモン	0.02
塩化ビニルモノマー	0.002
エピクロロヒドリン	0.0004
全マンガン	0.2
ウラン	0.002

水生生物の保全に係る要監視項目及び指針値 (河川)

(平成 15年 環境省告示第 123号)

項目	類型	指針値 (mg/l)
クロロホルム	生物 A	0.7
	生物特 A	0.006
	生物 B	3
	生物特 B	3
フェノール	生物 A	0.05
	生物特 A	0.01
	生物 B	0.08
	生物特 B	0.01
ホルムアルデヒド	生物 A	1
	生物特 A	1
	生物 B	1
	生物特 B	1